

法律名	自然公園法
目的	この法律は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。（自然公園法第一条）
対象者	国、地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者
規制対象事業規模	特になし
規制内容	<p>環境大臣は国立公園、国定公園、およびそれら公園内の特別地域を指定しており（自然公園法第12,14,15、17条）、これら地域内のバイオマス事業活動は規制を受ける。</p> <p>また、環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景観を維持するため、特別地域内に特別保護地区を指定している（自然公園法第18条）。この地域内のバイオマス事業活動は規制を受ける。</p> <p>特別保護地区内で次の行為をしようとする場合は、国立公園では環境大臣の、国定公園では都道府県知事の許可を受けなければならない、とありバイオマスの事業活動をする際に許可を得る必要がある。ただし、環境省令（略）で定める基準に適合しないものは、許可されない（自然公園法第18条の3,4）。</p> <p>工作物の新築・改築・増築 / 木竹の伐採 / 鉱物の掘採・土石の採取 / 水面の埋め立て・干拓 / 広告物その他これに類する物の掲出・設置、または広告その他これに類するもの的工作物等への表示 / 土地の開墾、その他土地の形状の変更 / 屋根・壁面・塀・椅・鉄塔・送水管その他これらに類するものの色彩の変更 / 木什の損傷・植栽 / 家畜の放牧 / 火入れまたは焚き火 / 屋外での物の堆積・貯蔵 / その他（略）</p> <p>特別地域内では、次の行為をしようとする場合は、国立公園では環境大臣の、国定公園では都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、環境省令（略）で定める基準に適合しないものは、許可されない（自然公園法第17条の3,4）。</p> <p>工作物の新築・改築・増築 / 木竹の伐採 / 鉱物掘採・土石を採取 / 水面の埋め立て・干拓 / 広告物その他これに類する物の掲出・設置、または広告その他これに類するもの的工作物等への表示 / 土地の開墾、その他土地の形状の変更 / 屋根・壁面・塀・椅・鉄塔・送水管その他これらに類するものの色彩の変更 / その他（略）</p>

	<p>また、特別地域内で、木竹の植栽、家畜の放牧をしようとする場合も都道府県知事に届出なければならない（自然公園法第17条の8）。バイオマスの原料となる植物を特別地域内で植える場合は届けねばならないということ。</p> <p>国立公園または国定公園の区域のうち、特別地域にも海中公園地区にも含まれない区域を、普通地域という（自然公園法第20条）。この普通地域にあっては次の行為をしようとする場合は、あらかじめ、国立公園では環境大臣に、国定公園では都道府牌知事に届出しなければならず、その日から30日以後でなければ行為に着手できない（自然公園法第20条）。</p> <p>その規模が環境省令で定める基準を超える工作物の新築・改築・増築概存のものを増改築した後に基準を超えることとなる場合を含む）／ 特別地域内の河川、湖沼等の水位または水量に増減を及ぼさせること／ 広告物その他これに類する物の掲出・設置、または広告その他これに類するものの工作物等への表示／その他（略）</p> <p>また、都道府県が条例に基づいて指定する都道府県立自然公園内については、条例で必要な規制を定めており（自然公園法第41,42条）、国立公園の特別地域または普通地域内における規制と同じような規制がかけられているので詳細は要チェック。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園、国定公園、都道府県立公園など、この地区は特殊な土地であり、立地・事業活動することはまれであろう。 ・特別保護地区ではほとんどなにも事業活動はできない。 ・立地や原材料確保、貯蔵などの事業活動は最初から避けた方がよい。
資源分類	製材工場等残材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、炭化、機械的加工、高分子成分分離、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、適地選定、開発許可、原材料確保許可、貯蔵、堆積、火入れ
関連法	自然環境保全法